

福井県庁インターンシップ実施要綱

1 目的

この要綱は、学生の就業意識の向上および県政に関する理解促進を図るため、福井県（以下「県」という。）が学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

インターンシップの対象者は、大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校専門課程、および地方公共団体が設置する大学校（以下「教育機関」という。）に在籍する学生とする。

3 申込手続

- （１）実習を希望する学生が在籍する教育機関は、県が指定する期間内に、県へ福井県庁インターンシップ申込書（別紙様式１）および実習生希望調書（別紙様式２）を提出する。
- （２）県は、受入れの可否を決定し、教育機関へ実習生受入決定通知書（別紙様式３）を送付する。
- （３）実習の実施にあたり、教育機関は、県へ同意書（別紙様式４）を提出する。

4 報酬等

県は、インターンシップにより実習を行う学生（以下「実習生」という。）に対し、報酬、交通費、食費その他実習に伴う経済的負担を負わない。

5 実習生の服務等

- （１）実習生は、実習に関わる県の職員（以下「実習担当者」という。）の指示および指導に従い、実習期間中は実習に専念しなければならない。
- （２）実習生は、県の職員が遵守すべき法令および条例等を遵守し、県の職務の信用を失墜させる行為をしてはならない。
- （３）実習生は、実習において知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。
- （４）実習生は、実習の成果を外部に公表する場合には、事前に県の承認を得なければならない。

6 事故等の責任

- （１）教育機関および実習生は、実習における事故等に備え、損害保険および賠償責任保険に加入し、実習における事故等に関しては、自らの責任で対応しなければならない。
- （２）実習生の故意または過失により「５ 実習生の服務等」（２）または（３）の規定

に反する行為を行った場合、教育機関および実習生は、県および被害を受けた第三者に対して連帯して責任を負う。

(3) 前項の場合において、教育機関は、教育機関としての相当の注意をした場合はその責任を免れるものとする。

7 実習の停止

県は、実習生の行為が「5 実習生の服務等」の規定に反することその他の事情により実習を継続することが困難であると判断した場合、実習を停止することができる。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、実習の実施に関して必要な事項は、県および教育機関が協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月9日から施行する。

様 式 1

令和 年 月 日

福井県知事 様

教育機関名

代表者職・氏名

㊞

※公印を押印（私印不可）

福井県庁インターンシップ申込書

下記のとおり、福井県庁インターンシップに申し込みします。

記

1 申込機関

教育機関名		所 在 地	〒
担当者情報			
所 属 名		電話番号	
氏 名		E-mail アドレス	

2 実習希望者

別添 希望調書のとおり

様 式 2

実 習 生 希 望 調 書

ふりがな		性 別	写 真
氏 名			
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)		
学 校 名 学部・学科	(年次生)		
ふりがな		電 話 番 号	
現 住 所	〒	携帯電話: () その他: ()	
ふりがな		E-mail アドレス	
実習中住所 ※帰省先等、現住所と異なる場合のみ記入	〒		

●希望する実習の内容

希 望 す る 職 種	希 望 す る 実 習 所 属 ※福井県庁インターンシップ 実施計画書の番号 を記入(例: 1)①)	第 1 希 望	第 2 希 望	第 3 希 望	都合により 10～12 月実施を 希望する場合は○を記入		
					(10 月)	(11 月)	(12 月)
実習で配慮が 必要となる事							
志 望 動 機							
実習を通じた 目 標							

私は、福井県が実施するインターンシップに参加したいため申し込みます。
また、インターンシップにより実習を行うにあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

- 1 実習担当者の指示および指導に従い、実習時間中は実習に専念します。
- 2 福井県職員が遵守すべき法令および条例等を遵守し、福井県の職務の信用を失墜させる行為は行いません。
- 3 実習において知り得た情報（公開されているものを除く。）は一切漏らしません。
実習終了後においても同様とします。
- 4 実習の成果を外部に発表する場合には、事前に福井県の承認を得ます。
- 5 実習における事故等に備え、傷害保険および賠償責任保険に加入し、実習における事故等に関しては、自らの責任において対応します。
- 6 故意または過失により上記の事項に反する行為を行った場合、福井県および被害を受けた第三者に対して責任を負います。

年 月 日

氏 名

印

※複数の職種を希望する場合は1つの職種ごとに希望調書1枚ずつ作成してください。

様 式 3

人 第 号
令和 年 月 日

教育機関名
代表者の職・氏名 様

福井県総務部人事課長

実習生受入決定通知書

令和 年 月 日付けで申込みがありましたインターンシップについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受 入 可 否	学生氏名	受入所属

同 意 書

_____（以下「本学」という。）の学生（令和 年 月 日付け人第 号
実習生受入決定通知書により受入可となった者に限る。）が福井県の実施するインターンシップの実
習生として実習するに当たり、本学は、下記の事項に同意する。

記

1 実習時間

実習生が実習を行う時間は、福井県の職員に適用する勤務時間の例による。

2 実習生に対する報酬等

福井県は、実習生に対して、報酬、交通費、食費等の実習に伴う経済的負担を負わない。

3 実習生の服務等

- （1）実習生は、実習に関わる福井県の職員の指示および指導に従い、実習期間中は実習に専念し
なければならない。
- （2）実習生は、福井県の職員が遵守すべき法令および条例等を遵守し、福井県の職務の信用を失
墜させる行為をしてはならない。
- （3）実習生は、実習において知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならな
い。また、実習終了後においても同様とする。
- （4）実習の成果を外部に発表する場合には、事前に福井県の承認を得なければならない。

4 実習生に対する指導

本学は、実習生に対して、「3 実習生の服務等」を遵守するよう指導するものとする。

5 事故等の責任

- （1）本学および実習生は、実習における事故等に備え、傷害保険および賠償責任保険に加入し、実
習における事故等に関しては、自らの責任において対応しなければならない。
- （2）実習生が故意または過失により「3 実習生の服務等」（2）または（3）に反する行為を行っ
た場合、本学および実習生は、福井県および被害を受けた第三者に対して連帯して責任を負わ
なければならない。
- （3）（2）の場合において、本学は相当の注意をした場合はその責任を免れるものとする。

6 実習の停止

福井県は、実習生の行為が「3 実習生の服務等」に反することその他の事情により実習を継続
することが困難であると判断した場合、実習を停止することができる。

年 月 日

（所在地）

（学校・機関名）

（職・氏名）

印 ※公印を押印（私印不可）